

200937016B

医療の発展と患者の保護をめぐる倫理・法の
現代的課題に関する研究

(公募課題番号：H20-医療-一般-002)

平成20-21年度・厚生労働科学研究費補助金
(地域医療基盤開発推進研究事業)

総合研究報告書

平成22年3月

代表研究者 岩田 太
(上智大学・法学部・教授)

目 次

I. 総合研究報告

医療の発展と患者の保護をめぐる倫理・法の現代的課題に関する研究

----- 1

岩田 太

II. 平成20・21年度研究会記録

----- 11

平成20－21年度厚生労働科学研究費補助金

(地域医療基盤開発推進研究事業)

研究代表者	岩田 太	上智大学法学部国際関係法学科教授
研究分担者	樋口範雄	東京大学大学院法学政治学研究科教授
研究分担者	佐藤恵子	京都大学大学院医学研究科准教授
研究分担者	我妻 学	首都大学東京 法科大学院教授
研究分担者	木戸浩一郎	帝京大学医学部産婦人科学教室講師
研究分担者	児玉安司	三宅坂総合法律事務所 弁護士
研究分担者	佐藤雄一郎	神戸学院大学法学部准教授
研究分担者	藤澤由和	静岡県立大学経営情報学部公共政策系准教授
研究分担者	畑中綾子	東京大学大学院公共政策学連携研究部 JST 受託研究特任研究員
研究分担者	土屋裕子	東京大学大学院人文社会系研究科グローバル COE 特任研究員

研究分担者 秋元奈穂子 ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所
坂井・三村・相澤法律事務所アソシエイト弁護士

研究分担者 石川優佳 大阪学院大学法学部専任講師

研究分担者 水野 謙 学習院大学法学部教授

研究分担者 小山田朋子 明治大学政治経済学部専任講師

研究協力者 畔柳達雄 兼子・岩松法律事務所弁護士

研究協力者 織田有基子 日本大学大学院法務研究科教授

研究協力者 佐藤智晶 東京大学大学院博士課程

研究協力者 神谷高保 法政大学法学部教授

研究協力者 ミンチメグ・オトスレン 東京大学大学院

研究協力者 朴ゆう 東京大学大学院

研究協力者 伊澤 純

平成20－21年度厚生労働科学研究費補助金
(地域医療基盤開発推進研究事業)
総合研究報告書

医療の発展と患者の保護をめぐる倫理・法の現代的課題に関する研究

研究代表者 岩田 太 上智大学法学部 教授

研究要旨

本研究においては、医療技術が急速に発展する中、患者の保護をめぐる新たな状況が起こっているとの認識から、医療専門家に求められる倫理とそれに対応する法の役割の批判的検討を行い、将来の患者保護法制のあるべき姿を考察する。韓国のES細胞スキャンダルに言及するまでもなく、医療や生命倫理技術の急速な発展が、単に患者を利するだけではなく、医師の利益相反問題を顕在化し、さらに、それが国家の利害とも関連するという複雑な状況を生んでいる。他方、診療場面における技術革新の採否は、日本・諸外国において、担当医師やその部局の長にほぼ完全に委ねられており、個々の医療機関においてさえ組織的な規制が不十分であることも指摘されている。つまり、医療、生命倫理が従来とは違った問題群に直面しており、ここでは単に患者の保護を強調するだけでは不十分であると同時に、診療場面と研究場面と画然と分ける従来の議論の前提自体や診療場面での安全規制の再検討が必要である可能性などを示している。

そこで、本研究においては、国内外の医療倫理と法を巡る議論に関する現代の理論状況の調査、国内外の専門家との連携の強化、現代日本における医療倫理を巡る医療者および国民・患者の意識についての実証研究の可能性を探る、などの目標をかかげ、医療を巡る倫理・患者保護について理論的・歴史的な研究、および、意識調査の可能性探求により、法の適正な介入のあり方を批判的に再検討しつつ、近い将来わが国においても要請される患者の人権保護法制構築に寄与する基礎資料の充実を目指した。本研究には、①諸外国の専門家との連携を探りながら、研究・診療の両者を射程に治めつつ、②公式の法と医学界の自律的なルールダイナミックな相互関係をも対象とし、さらに、③医療者および国民・患者の意識の実証研究の可能性を探りながら、患者保護法制を包括的に検討し、さらに、④過度な法の介入のあり方を反省的に再検討するという視点を持つこと、などが特色である。

A. 研究目的

本研究においては、医療技術が急速に発展する中、患者の保護をめぐる新たな状況が起こっているとの認識から、医療専門

家に求められる倫理とそれに対応する法の役割の再検討を行い、将来の患者保護法制のあるべき姿を考察する。韓国のES細胞スキャンダルに言及するまでもなく、医

療や生命倫理技術の急速な発展が、単に患者を利するだけではなく、医師の利益相反問題を顕在化し、さらに、それが国家の利益とも関連するという複雑な状況を生んでいる。例えば、医学研究をめぐる利益相反の問題は、従来「患者のためだけに専念する医師像」や「国民の健康促進を担う医師像」から、自らの利益も重視する「利己的な医師像」という大きな転換であるとされ、被験者・患者保護に大きな懸念が存在する（「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」（平成 18 年 3 月文部科学省）； 三瀬朋子『医学研究と利益相反』弘文堂（2007））。他方、診療場面における技術革新の採否は、日米において、医師や部局長にほぼ完全に委ねられており、個々の医療機関においてでさえ組織的な規制が不十分であるとの指摘がなされている（マストロヤンニ「外科手術の技術革新」（樋口他編『生命倫理と法』（弘文堂 2005））。しかしながら、わが国には被験者を含め患者保護を行うための包括的な制度・法が存在していないこともあり、医学者だけではなく社会の側からもその整備が緊要な課題となっている。つまり、今日においては単に患者の保護を強調するだけでは不十分であると同時に、診療と研究と画然と分ける従来の議論の前提自体や診療場面での安全規制の再検討が必要である可能性などを示している。

B. 研究方法

1. 「国内外の医療倫理と法を巡る議論に関する現代の理論状況の調査」

【全体計画】 日米英豪ニュー・ジース

ンド仏独などを対象国として文献調査を行い、現代の理論状況を調査する。その際各国の医療分野における患者保護法制の状況はもとより、裁判例の検討、医療者の専門団体の倫理を巡る議論状況についても検討を行う。第 1（平成 20（2008））年度から、ジョージ・アナス『患者の権利—患者本位で安全な医療の実現のために』を素材としつつ、月 1 回のペースで研究会を開催してきた。そして、そこから各月メンバーが独自の論点を発展させ検討を重ね、平成 21（2009）年度末までに 20 回を越える研究会開催した（総合研究報告書掲載の研究会記録を参照）。

その過程では、日本については、現状の倫理をめぐる状況把握のために、生命倫理の中心論点である移植医療をめぐる様々な論点や、生命倫理の重要な課題である医療事故をめぐる説明や謝罪の機能についても検討を行った。特に法が医療専門家による自律をどのように推進し、または、阻害してきたかを批判的に分析し、法の介入のあり方の再検討を行ってきた。

2. 「医療倫理と法を巡る国内外の専門家との連携の強化、海外調査および、研究会の開催」

【全体計画】 法および倫理の実態にも目を向けるべく、例えば、医療者に対する懲戒手続の運用や、裁判の実態についても研究するため関係者へのインタビューや、これまで研究班メンバーが築いてきた海外の研究者とのネットワークの維持活用を重視する。例えば、Robert I. Field (JD, MPH, PhD, Professor and Chair, Department of Health Policy and Public Health, University of the Sciences in

Philadelphia) (2008年6月30日(月)); Prof. Robert B Leflar (U. Arkansas Law School) (2008年7月30日および2009年7月13日)などを招きアメリカにおける医療保険制度改革などアメリカにおける患者の権利を巡る最新の問題点について議論した。また、豪州 Queensland 州厚生省医療安全の担当者である Dr. Jillann Farmer 氏を(財)日本救急医療財団・外国人研究者招へい事業の援助を受け招聘し研究会を開催した(2009年9月30日)。そこでは、昨年度および本年度の報告書にも言及されている医療事故が発生した際の医療機関、医療者側の対応あるべき対応として世界的にも注目を浴びている Open Disclosure (率直な説明と謝罪)の実践など、医療事故をめぐる公正な対応とは何かについて議論を行った。

3. 「現代の日本における医療倫理をめぐる医療者および国民や患者の意識を探る研究」

【全体計画】 この部分は2つからなる。

①現代の意識構造の分析に不可欠なこれまでの倫理をめぐる議論の歴史的な研究、②現代の医療倫理をめぐる国民および医療者の意識調査の方法論の検討である。その論点は、医師専門家団体の倫理規定、専門医制度、医療機関内の質確保制度、倫理委員会など Peer Review (自浄作用)に関する意識の側面に焦点をあてつつ、国民の受容する医療専門家の自律のあり方や、医療の質についての満足度についても、諸外国の動向も探りつつ、可能な限り分析枠組みを提示することを目標としていたが、今回の研究班では、その他の論点との兼ね合

いから独自の調査には時間的な余裕の問題もあり、研究班のメンバーが関与した既存の調査の再分析などの準備作業をおこなった。

4. 「医療における患者保護法制のあり方についての政策提言および研究会の開催」

本研究班は、英米法、医事法、民法、民事訴訟法という法学内部でも専門領域横断的であるだけでなく、医学・社会学・公衆衛生学の専門家と、国外の専門家との共同によって研究を進めてきた。同時に定期的な会合には厚生労働省の担当者に積極的に参加を求め直近および将来の行政課題を十分意識しつつ、医療倫理・患者保護という極めて学際的な課題に取り組んできた。

(倫理面への配慮)

調査研究の際には、個人のプライバシーを最大限に尊重する。本研究では、基本的には分析枠組みの検討など基礎的な前提作業を中心として、本格的な調査は行わなかった。研究の公表にあたっては個人情報保護に配慮する。さらに、研究の必要に応じて、「疫学研究に関する倫理指針」(平成17年4月1日試施行)、「個人情報の保護に関する法律」(平成17年4月1日施行)に基づき、本研究も個人情報などに関しては、その取扱いに細心の注意を払う。

C. 研究結果および考察

本研究においては、医療を巡る倫理・患者保護について理論的・歴史的な研究、および、意識調査の可能性探求により、法の適正な介入のあり方を批判的に再検討し

つつ、近い将来わが国においても要請される患者の人権保護法制構築に寄与する基礎資料の充実を目指すために、国内外の医療倫理と法を巡る議論に関する現代の理論状況の包括的調査、②国内外の専門家との連携の強化、③現代日本における医療倫理を巡る医療者および国民・患者の意識についての実証研究の可能性を探るという、3つの柱をたてた。そこで平成20年度および21年度には、合衆国における医療と法分野の権威であるジョージ・アナス、カール・シュナイダー、マーシャ・ギャリソン、レベッカ・ドレッサーなどの議論を題材としつつ、研究班メンバーおよび協力者が患者の権利をめぐる諸論点について独自の視点から分析を行う研究会を月1回のペース（総計21回）（巻末の研究会記録を参照）で開催した。研究会では、患者の権利をめぐる様々な論点について、基本的な視点の確認やその他の諸論点について活発な議論が行われ、それと同時に、各メンバーがさらに探求する論点の絞込みを行った上でそれらを発展させたものが、本報告書であり、近い将来公表（2010年12月）を目指しているところである。

詳細は各年度の総括・分担研究報告書に譲るが、ここでは2年間にわたって検討した患者の権利をめぐる諸論点についての概要のみ記しておく。

まず、医療と法のあり方、患者の権利に関する総体的な論点として、樋口（20年度）、土屋（20-21年度）、佐藤恵子（20-21年度）の研究があげられる。樋口は研究倫理を取り上げ、医療をめぐる従来の法のあり方の批判的検討を行う。とりわけ、診断のために採取された残余組織、細胞を研究、教

育へ用いることの問題を取り上げつつ、このような問題に対する伝統的な原則である同意原則の問題点を問うている。詳細は分担研究所に譲るが、英米での比較をしつつ、残余組織、細胞の利用が潜在的には利益相反の問題を抱えることを明らかにした上でもなお、組織細胞の組織採取が日常的に多量に行われ、かつ多くの患者は無駄な人体組織・細胞の採取の防止を除き重要なステイクを保持しているわけでもないことなどから、厳格な形の同意原則をとることは、単に患者の保護することにつながるだけでなく、国民の生命健康にとって意義のある研究、教育を阻害する結果にもなり、翻って患者にとっても不利益を蒙る危険性があることを指摘する。そして、利用に対する包括的同意ないし目的外利用の一切の禁止というオールオアナッシングの形ではない、通知公表というルールをとりつつ、何らかの理由からそのような取り扱いに異議を持つ患者や家族も尊重するという対応を可能にするルールを提示する。

患者の権利をめぐる歴史的検討として過去に患者の権利の疎外事例の検討として、土屋の分担報告がある。土屋は、患者の権利のある種惨たらしいまでに蔑ろにしたハンセン氏病患者に対する問題について、「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく再発防止検討会」における議論を素材として、我が国における患者の権利保護の現状と今後の課題を探っている。さらに、患者の権利に関連して、

佐藤恵子は、インフォームド・コンセントの実践に対する批判的視点から医療の倫理としてのインフォームド・コンセントのあるべき姿について再考を促す。すなわち、インフォームド・コンセントが日本に

普及するのに伴い、医療者の対応によって患者が傷つく例が見られるようになったとして、その理由を分析し、改善策を提案している。そして、医師が患者のためを一方的に考える「消費者の福利モデル」を進展させ、医師が、「患者がどのような生活をしたいか」を聴き、苦しみや気がかりといった心情もくみ取った上で、知識や経験をもとに分析し、患者に最善と思われる方法を提案して協議し、患者が納得できればそれを受け入れる、という「ソムリエのモデル」ならびに、患者がゴール自体を有していない場合における医師—患者のありようを想定した「共同探索者のモデル」を提唱する。

患者の権利に関連する重要な個別論点として、樋口（21年度）は生命倫理の4原則のうち、自己決定、正義、無害原則、善行原則すべての論点に関わる困難かつ緊要な課題である臓器移植の問題に焦点をあて、特に日本における最新の動向、臓器移植法の改正の問題を取り上げ、改正臓器移植法の特徴を概括するとともに、英米での最新の動向を踏まえ、臓器移植実施のための運用ガイドラインのあるべき姿について論じる。特に近時の厚生労働省の議論について、立法によって決定された臓器移植推進という方針を、ほとんど起こりえない抽象的な問題点の抑止や公平性の確保という錦の旗に、ガイドラインという下位の法でそれを蔑ろにすると同時に、患者の容態、家族の係わり合いなど極めて個別具体性が重視される移植医療において、医療専門家として要求される倫理的な検討を放棄し、画一的なルールで具体的な事例において医師の裁量を縮小するという安

易な方向性にいたっているのではないかと論じている。

また、伝統的な臨床倫理の問題である生と死の問題についても後掲の分担報告書では論じられている。佐藤雄一郎（20-21年度）は、古くて新しい問題である脳死の問題をドナーという患者の権利として捉えつつ、その最も基底たる脳死概念自体について、合衆国においてもある種の揺れがあるとして、大統領委員会などの議論を手がかりにしながら、今後の脳死論議のあり方について示唆を行っている。

また、臓器移植に象徴されるように医療技術の発展は、法的な概念、伝統的なほう体制にも再検討を迫っている。畑中は、小児医療の発展によってより先鋭化してきた重症障害児に対する親の治療拒絶を取り上げ、生命倫理の基本原則である自己決定論では十分対応できない論点について検討する。すなわち、意思表示をできない子どもについて親が治療拒否した場合には、それに対する対応は生死に直結するがゆえに、より柔軟かつ迅速に対応できる制度の確立が望まれるが、法や医療倫理を含め社会全体としてのルールが明確化されていないこともあって、完治の可能性が高い事象においては児童相談所の介入や親権喪失宣告の申し立てなどのいわば強権的な司法介入などが例外的に行われるようになってきているが、その他の大多数では子どもの利益と親の利益を適切に調整すべく社会が対応しているとはいいいがたい状況を明らかにし、いわば治療拒否という一時点ではなく、その後の永続する親子の関係を見渡した上で社会がなしうるサポートの重要性を説き、今後のあるべき方向性

考察している。秋元は、別の場面における親と子どもの利益が潜在的に対立しうる状況として、出生前診断を取り上げ検討する。すなわち、出生前診断において重篤な障害の可能性が指摘された場合には、中絶につながる場合も少なくないため、出生前診断がもたらす社会的影響を視野に入れつつ、医師・患者・胎児の権利・義務関係、胎児の利益と患者（妊娠している女性）の利益の対立等を明確にしつつ、遺伝カウンセリングのあり方と医師の説明義務のあり方を考察している。

同様の観点からの検討として朴（21年度は）、ヒトの身体・組織の捉え方について比較法的な視点から検討を加える。ヒトとは、所有権の対象たる「もの」とは何かは簡単に答えの出る問題ではないが、法学における基本的概念の再検討が迫られていることを確認することの必要性を喚起している。

医療事故被害に対する救済のあり方に関する検討としては、石川（21年度）、我妻（20-21年度）、山口（20年度）、秋元（20-21年度）、水野（21年度）の研究がある。すなわち、石川および山口の研究は伝統的な法的な救済である民事的な救済場面での個別論点である。チーム医療をめぐる責任のあり方について論じるのに対し、我妻、秋元、水野の研究は、過失責任主義を基本とする伝統的な民事責任を超える補償制度について論じる。

石川は、医療の場において医療関係者が複数関与するということは、古くから行われてきたことであるにもかかわらず、これらの問題を「チーム医療」という言葉でひとくくりにして、その法的問題を検討する

ようになったのは、比較的最近の現象であるとの指摘から議論を始める。その上で、裁判所が、刑事責任の場面で用いられてきた「チーム医療」の問題を、民事責任の領域についても「チーム医療」を意識した判決が現れてきた経過を跡付ける。しかし、医療契約の当事者は患者と病院（医療機関）であって、医師は履行補助者にすぎない存在であるし、不法行為責任についても、医師個人の責任とともに、病院の使用者責任（715条）や直接責任（709条）を問うことが可能である。それでは、医師個人ではなく、病院の責任でもなく、その中間に位置する病院内の「医療チーム」の責任を問うことには、どのような意味があるのかを、チーム医療の総責任者の説明義務について判断した平成20年の最高裁判決を出発点として、我が国のチーム医療の法的問題を探っている。山口（20年度）は、医療事故訴訟における損害の算定をめぐる問題につき論じ、救済制度の構築において補償水準のあり方という基本的な論点についてさえまだ共通の認識のない状況を明らかにし、従来の議論の整理と今後の方向性を考察している。

我妻と秋元の論考は、ともに2009年1月より始まった産科医療補償制度の課題について論じる。我妻（20年度）は、2009年1月より始まった産科医療補償制度の課題について、アメリカのバージニア州およびフロリダ州における分娩に関連する無過失補償制度とを比較し、補償の仕組み、補償の認定基準、対象、補償金と損害賠償請求の問題点を具体的に分析する。我妻（21年度）では、さらに発展させ、アメリカのバージニア州およびフロリダ州に

における分娩に関連する無過失補償制度などとの比較しつつ、制度医療事故救済制度という性質から、医療事故が生じた場合に被害者の救済のみならず、原因の究明および医療安全を図ることの必要性を指摘する。そして、従来の過失責任主義と無過失補償制度の議論および2009年1月から創設された産科医療補償制度の分析を通じて、医療事故被害者救済制度のメカニズムの議論の状況を検証することによって、過失責任主義か無過失補償かといった二者択一的な制度設計よりも過失責任主義を維持しながら無過失補償を補完させる複合的な制度の方が適切と考えると結論付けている。

最終的な制度のあり方については必ずしも一致しないにせよ産科医療補償制度の基本的なあり方についての論議の深化を論ずる秋元の論考(20-21年度)もある。そこでは、異本の制度の問題点として、そもそも医療事故により発生した損害の分散システムとして、過失責任によるべきなのか、無過失責任によるべきなのか、無過失責任によるとして誰がその財産的負担を負うのか、無過失責任制度とした上で過失が認められる場合の加害者(医師)への求償はどのようにして行なうのか、といった点についての検討は深くなされなかったことが問題であるとする。また、障害者にとっての必要性という観点からは、医療事故により発生した損害(身体障害)に対する補償と先天的な障害に対する給付とで差異が設けられる正当性は必ずしも存在しないところ、福祉的な文脈から医療事故による障害に対する補償をどのように捉えるのかという問題についても、準備

委員会において度々指摘がなされたが、制度の発足を優先することによって検討未了に終わったとあってよい。このような点は、アメリカにおける不法行為改革の局面では、様々な見解に基づく種々の法案が提案され、議論もなされたところであり、このようなアメリカにおける議論のあり方を参照することによって、日本の産科医療補償制度が、今後仮に医療事故全体についての補償制度に成長していくとした場合に孕む問題を検討することが必要であるとしている。

医療事故の補償のあり方について、特定領域に限定しないより広い視点から、先進的な取り組みを行ってきたニュー・ジーランドの補償制度について考察している水野(21年度)の研究がある。そして、とくわが国では、ニュー・ジーランドといえ、人身侵害に関する無過失補償がなされているという情報だけが、やや独り歩きしている感があるという認識から検討を始め、特に医療事故については「無過失」補償がなされているのかについては、理論的に微妙な点が残されていること、また、無過失「補償」の金額は決して高額ではないでことなどの基本的な確認を行う。そして、IPRC法の下では被害者の社会復帰に必要なかぎりでの補償がなされるのであり、また、IPRC法のほかHPCA法やHDC法は、医療事故を抑止するための様々な方策を設けている。ニュー・ジーランドにおける医療事故に対する補償は、これらの総合的な政策の中で、よりよく位置づけられるのであると述べる。

藤澤と岩田(20年度)による分担報告書では、医療事故をめぐる紛争解決のあり

方の問題として、いかに患者や患者家族にミスがあったことを伝えるかについての豪州の先進的取り組みである Open Disclosure の論議を紹介している。豪州における Open Disclosure 論議の特徴の1つは、それを単に被害者のためだけではなく、凶らずも加害者の立場になってしまった医療者の立ち直りの契機として捉え、対立的になりがちな状況をいかに信頼の場を回復するかを重視している点である。つまり、医療における信頼の醸成としての紛争への対応のあるべき姿を検討している。

最後に、佐藤智晶は、民事責任が広い意味で患者の福祉に影響を与えうる医療機器、医薬品に対する製造物責任の論点について論ずる。アメリカでは、医療機器と医薬品の製造物責任を限定することによって革新的な医療機器と医薬品の開発を活性化させる手法がとられつつあるが、日本においてそのような可能性、そしてそのような手法をとった際に国民の安全の確保が十分機能するための枠組みなどを論じる。そこで特にアメリカの現状を紹介しながら、わが国では、部材供給を円滑化するための方法としてアメリカには部材メーカーの免責事由に関する裁判例が充実しているため参考になりうること、医療機器と医薬品メーカーに対する製造物責任については、審査・承認手続きとリコール制度への国民の信頼を高めつつ、製造物責任訴訟との整合を図る必要があること、革新的な医薬品・医療機器の創出を図るためには患者救済の視点だけではなく、医療機器と医薬品の安全性を確保するための手段について、医師をはじめとする医療従事者

を含む国民全体の理解を得ることが必要であることなどを指摘する。

上記の議論は網羅的なものではないが、患者の権利および医療と法のあり方に関する問いの多様性および解決の困難さを如実にあらわしているだけではなく、いずれにせよ、多くの問題が未解決ないし依然として手付かずの状況で、少なくとも伝統的な法のあり様を批判的に検討することの重要性をあらわしているように思える。

D. 結論

平成 20 年度から 2 年間にわたって検討を行ってきた患者の権利、医療と法をめぐる諸論点について、従来法学者が行ってきた法解釈学を中心とする狭い意味での法学的な検討だけではなく、そのような法的な手法が実際の医療に与える影響を考慮に入れながら、法的な介入の妥当性を再検討するということを目指してきた。もちろんこのような再検討は一朝一夕に実現できるものではなく、本研究ではその端緒がついたに過ぎないことは認めざるを得ないが、にもかかわらず重要な一歩であると自負するところである。今後ともこのような視点を研究することが重要であるが、本研究班では分担者だけではなく、協力者にも比較的若手の研究者が多く関与しており、その意味では将来に向け種を蒔く機能は担えたのではないかと考える。これらの研究は近い将来（2010 年度中）に出版に向け鋭意努力を続けていく予定である。

E. 健康危険情報

なし

を参照

F. 研究発表

後掲の研究成果の刊行に関する一覧表

G. 知的所有権の取得状況

なし

平成20年度

	日時・場所	内 容
第1回	5月29日(木) 18:00~21:00 東京大学公共政策(第 二本部棟6階)610号室	<ol style="list-style-type: none"> 研究会の趣旨と進め方 <ul style="list-style-type: none"> 研究計画, 関連研究 テキスト (『患者の権利—患者本位で安全な医療の実現のために』ジョージ J. アナス (著), 患者の権利オンブズマン (翻訳)(明石書店 (2007/12), ISBN-13: 978-4750326849) その他の諸外国の文献 進め方 最終目標 患者保護をめぐる最近の動向などについて <ul style="list-style-type: none"> 畔柳先生: 世界医師会・倫理規定改定(発展途上国における治験後の治療提供義務について: プラセボの利用法)の動き 樋口先生: 患者の権利について(アナスの患者の権利についての紹介: 医療についての戦争, Marketの比喻からエコロジーへの比喻へ? など) 三瀬さん: Schneider & Garrison, Dresser医療と法講義録 (第3-4講 治療の中止, 尊厳死—ブーピア事件を手がかりに) その他 <ul style="list-style-type: none"> 最終目標: 報告書締め切り(2009年2月末&2010年12月?)
第2回	6月30日(月) 18:00~21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	<ol style="list-style-type: none"> ゲスト Robert I. Field(JD, MPH, PhD, Professor and Chair, Department of Health Policy and Public Health, University of the Sciences in Philadelphia) 最新の研究関心について: 子宮ガンの予防接種の導入をめぐる合衆国の動き 『患者の権利—患者本位で安全な医療の実現のために』ジョージ J. アナスを読む 第12章 死にゆく人々のケア 岩田 Schneider & Garrison, Dresser医療と法講義録(第3-4講 治療の中止, 尊厳死—ナラモア事件, オレゴン州尊厳死法とオランダ安楽死制度の比較など) 三瀬さん
第3回	7月30日(水) 18:00~21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	<ol style="list-style-type: none"> Professor ROBERT B LEFLAR(University of Arkansas School of Law & University of Tokyo) 最近の3つの研究関心について <ul style="list-style-type: none"> 医療安全をめぐる最近の動向: 異状死届出, 死因究明制度, 最近の民事訴訟の減少傾向の原因などについて 謝罪の機能:『謝罪の国日本』神話とADR運動, 日本への逆輸入の妙について 本を書く:日本の医療過誤著名事件 医療事故報告制度に関する医療者の意識調査: 事例調査の調査票について 岩田 今後の予定:
	9月26日(金) 12:00~13:30 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	アドホック「医療と法」研究会: 記録 題名: 「大野事件を通して考える日米産科医療の相違」 加藤良太郎さん (Washington University, MD & JD)
第4回	9月29日(月) 18:00~21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	<ol style="list-style-type: none"> アナスの「患者の権利(第3版)」を読む: 第2章 患者の権利擁護者 石川さん 今後の予定

	日時・場所	内 容
第5回	10月23日(木) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1. アナスの「患者の権利(第3版)」を読む:第14章 死,臓器提供,解剖 佐藤雄一郎さん 2. Schneider & Garrison, Dresser 医療と法講義・再現 三瀬さん 3. その他:今年度の報告書と最終年度の成果発表(可能性)について ①今年度末の報告書について 提出者, 締切, 分量, テーマ ②最終年度末の報告書 4. 今後の予定 第6回 11月17日(月) 第7回 12月19日(金) 第8回 2009年1月19日(月)
	11月4日(火) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	アドホック「医療と法」研究会 題名:「医薬品評価と利益相反」 講師:水口真寿美さん(弁護士, 薬害オンブズパースン会議事務局長) 医薬品の承認, 評価過程の問題点または学会ガイドライン策定過程における 問題点などについて
第6回	11月17日(月) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1. アナスの患者の権利(第3版)を読む: 第11章 プライバシーと秘密保持 ノミンチメグさん 2. 本の紹介(樋口先生):医療に対する刑事介入(イギリス, NZなど) The Criminal Justice System and Health Care (Oxford Monographs on Criminal Law and Justice) Charles A. Erin (編集), Suzanne Ost (編集) * ハードカバー: 250ページ * 出版社: Oxford Univ Pr (Txt); 1版 (2008/2/9) * 言語 英語, 英語, 英語 * ISBN-10: 0199228299 * ISBN-13: 978-0199228294 * 発売日: 2008/2/9 3. 今年度の報告書について & 最終年度の成果発表(可能性)について 4. 今後の予定 第7回「医療と法」研究会 2008年12月19日(金)18:00～21:00 第9章 研究 三瀬さん 第8回「医療と法」研究会 2009年1月19日(月) 18:00～21:00 第15章 患者の安全と医療過誤 小佐野さん (仮)第9回「医療と法」研究会 2009年2月17日(火) 18:00～21:00 第8章 生殖に関する保健医療 秋元さん 第7章 手術と子どもの治療についての選択 畑中さん 第6章 インフォームド・チョイス 佐藤恵子さん 第1章 患者の権利 土屋さん 第4章 病院 ? 佐藤智晶さん 伊澤さん,
第7回	12月19日(金) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1. アナスの患者の権利(第3版)を読む: 第9章 研究 三瀬朋子さん 2. 「ワシントン州尊厳死法可決前夜」蒲生忍先生 3. 今後の予定 第8回「医療と法」研究会 2009年1月19日(月) 18:00～21:00 第15章 患者の安全と医療過誤 小佐野さん 第9回「医療と法」研究会 2009年2月17日(火) 18:00～21:00 第8章 生殖補助医療 秋元さん

	日時・場所	内 容
第8回	1月19日(月) 18:00~21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	<p>1. アナスの患者の権利(第3版)を読む: 第15章 患者の安全と医療過誤 小佐野さん</p> <p>2. その他: 報告者は仮として3月に土屋さん, 4月に畑中さんにお問い合わせする予定</p> <p>3. 今年度の報告書について & 最終年度の成果発表(可能性)について</p> <p>4. 今後の予定 第9回「医療と法」研究会 2009年2月17日(火) 18:00-21:00 第8章 生殖に関する保健医療 秋元さん 第10回 第1章 患者の権利 土屋さん 第11回 第7章 手術と子どもの治療についての選択 畑中さん 第6章 インフォームド・チョイス 佐藤恵子さん 第4章 病院? 佐藤智晶さん 第10章 医療記録 伊澤さん 第2章 アメリカの医療改革 第5章 救急医療 第13章 苦しみ, 痛み, 自殺</p>
第9回	2月17日(火) 18:00~21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	<p>1. アナスの患者の権利(第3版)を読む: 第8章 生殖に関する保健医療(および産科無過失補償制度) 秋元さん</p> <p>2. 今後の予定 3月23日(月) 第10回 第1章 患者の権利 土屋さん 4月22日(水) 第11回 第7章 手術と子どもの治療についての選択 畑中さん 5月15日(金) 第12回 第6章 インフォームド・チョイス 佐藤恵子さん 6月15日(月) 第13回 第10章 医療記録 伊澤さん</p>
第10回	3月23日(月) 18:00~21:00 東京大学法学部4号館4 階461号室(記念室)	<p>1. Patient Advocacyについて: 本の紹介とUniversity of Wisconsin Law Schoolのプログラム (Center for Patient Partnerships) について 岩田 Patient Advocacy for Health Care Quality: Strategies for Achieving Patient-Centered Care, by Jo Anne L. Earp, Elizabeth A. French, Melissa B. Gilkey (pp. 614)(Jones & Bartlett Pub (2007/07))(ISBN-10: 0763749613; ISBN-13: 978-0763749613)</p> <p>2. 死因究明にあり方について: 樋口先生</p> <p>3. その他:</p> <p>4. 今後の予定 5月15日(金曜日) 第12回(5月) 第6章 インフォームド・チョイス 佐藤恵子さん 6月15日(月曜日) 第13回(6月) 第10章 医療記録 伊澤さん</p>

平成21年度

	日時・場所	内 容
第11回	4月22日(水) 18:30～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1) 医療機器などの製造物責任について 三村まり子先生 (GE横河メディカルシステム株式会社・法務本部) 2) アナスの患者の権利(第3版)を読む: 第7章 手術と子どもの治療についての選択 畑中綾子さん 3) 今後の予定 ・6月15日(月曜日)第13回(6月) 第10章 医療記録 伊澤さん
第12回	5月15日(金) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1) アナスの患者の権利(第3版)を読む: 第6章 インフォームド・チョイス 佐藤恵子さん 2) 今後の予定など ・6月15日(月曜日)第13回(6月) 第10章 医療記録 伊澤さん ・7月13日(月曜日)第14回(7月) 第4章 病院 佐藤智晶(&ゲストレフラー先生) ・9月30日(水曜日)第15回(9月) 土屋裕子さん&岩田先生
第13回	6月15日(月) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1) アナスの患者の権利(第3版)を読む: 第10章 医療記録 伊澤先生 2) 今後の予定 7月13日(月曜日)第14回 レフラー先生の講演?または第4章病院 佐藤智晶 9月30日(水曜日)第15回 第1章患者の権利 土屋裕子さん 医療事故をめぐる説明や謝罪について 岩田&藤澤
第14回	7月13日(月) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1) アナスの患者の権利(第3版)を読む: 第4章 病院 佐藤智晶 2) ロバート・レフラー先生によるアメリカの医療制度改革 3) 今後の予定 10月19日(月曜日)第16回 11月18日(水曜日)第17回
第15回	9月30日(水) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1) キーンズランド州における医療問題と患者の安全について (Medical Issues & Patient Safety) Dr. Jillann Farmer (Medical Director, Patient Safety Centre) 2) 今後の予定 ・研究会日程案の決定 ・書籍刊行のロード・マップ
第16回	10月19日(月) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1) 「日本における患者の権利運動の歴史と現状」土屋裕子さん 2) 岩田の科研費申請のための研究(案) 3) 今後の予定 ・研究会日程案の決定 12月18日(金曜日)第18回(我妻先生&) 1月28日(木曜日)第19回(石川優佳さん&水野謙先生?) 2月16日(火曜日)第20回 3月10日(水曜日)第21回(最終回・報告書原稿の取りまとめ?)
第17回	11月18日(水) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1) 「医療機器の開発に関するわが国の現状とアメリカの事例について」 佐藤智晶 2) 今後の予定 ・研究会日程案の確認(先に記載したとおり)

	日時・場所	内 容
第18回	12月18日(金) 18:00～21:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1) 「医師と患者の法的性格の再検討ーモンスターペイシエントの現象から」 朴ゆうさん 2) 「医療紛争に関するインターネット調査」 我妻学先生 3) そのほか 4) 今後の予定 1月28日(木曜日) 第19回(石川優佳さん&水野謙先生) 2月16日(火曜日) 第20回(ノミンチメグさん?, 神谷先生?, 木戸先生?) 3月10日(水曜日) 第21回(最終回・報告書原稿の取りまとめ?)
第19回	1月28日(木) 17:00～21:30 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1) 「チーム医療における説明義務」 石川優佳さん 2) 「医療事故に関するニュー・ジーランド法の対応」 水野謙先生 3) その他 2010年6月5および6日に比較法学会が愛媛大学で開催される 4) 今後の予定 2月末に報告書・書籍原稿締め切り(約2万字) 2月16日(火曜日) 第20回(ノミンチメグさん, 神谷先生, 木戸先生) 3月10日(水曜日) 第21回(最終回・報告書原稿の取りまとめ?)
第20回	2月16日(火) 18:00～22:00 東京大学法学部4号館 4階461号室(記念室)	1) 「人にとって不可欠の要素ー生殖補助医療の可否の判定基準」 神谷高保先生 2) 「イギリスにおける刑事医療過誤ー個人と法人の責任ー」 ノミンチメグ・オドスレンさん 3) 今後の予定 2月末に報告書原稿締め切り(約2万字) 3月末には書籍原稿の締め切り
第21回	3月10日(水) 18:00～21:30	1) 事務連絡 ・厚労省科学研究費による研究会の終了 ・書籍の出版について 2) 「国際規制と医療について」 木戸浩一郎先生

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
佐藤雄一郎	イギリスおよびアメリカ合衆国における生体移植	城下裕二	生体移植と法	日本評論社	日本	2009年	
佐藤雄一郎	人由来物質の利用	甲斐克則	レクチャー生命倫理と法	法律文化社	日本	2010年	185-195
我妻 学	「産科医療補償制度について」	石川明=永田誠=三上威彦	『ボーダレス社会と法（ハルトヴィーク教授追悼記念論文集）』	信山社	日本	2009年	187ページ～215ページ
児玉 安司	「医事紛争の10年を振り返って」	東京大学医療政策人材養成講座	「医療政策」入門	医学書院		2009年4月	205～218
佐藤 恵子	臨床研究支援スタッフの育成	中野重行	創薬育薬医療スタッフのための臨床研究テキストブック	メディカル・パブリケーションズ	東京	2009年	91-95

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
樋口 範雄	臓器移植法改正について	ジュリスト	1393号	38-47頁	2010年
樋口 範雄	医療安全と法の役割	ジュリスト	1396号		2010年
我妻 学	「医療紛争に関するインターネット調査」	法学会雑誌	50巻2号	1ページ～106ページ	2010年
児玉 安司	「肺血栓塞栓症の裁判例から何を学べるか 裁判におけるガイドライン」	医学書院「medicina」	第46巻第5号	800～803	2009年5月10日
安藤 志保 児玉 安司	「歯科衛生士の業務範囲について」	日本歯科衛生学会雑誌	Vol. 4 No. 2	17～21	2010年2月

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
児玉 安司	「医療現場からみた医療安全・医事紛争の10年」	有斐閣 「jurist」	1396号		2010年3月
小山田朋子	医学と利益相反—近年のアメリカ法の動向—	薬学図書館	Vol. 54 No. 3	183— 188	2009
佐藤 恵子	がん告知とインフォームド・コンセント	産科と婦人科	8(15)	915-920	2009
佐藤 恵子	わが国における臨床研究の現状と倫理指針の問題点	年報医事法	24	231-241	2009
鈴木美香, 佐藤 恵子	研究倫理審査委員会の現状と改善策の提案～審査過程の調査及び委員、申請者の意識調査より	臨床薬理		印刷中	2010